

定期巡回随時対応型訪問介護看護 重要事項説明書

1. 事業者の概要

法人	名称	有限会社 ソシオ
	所在地	名古屋市名東区猪高台二丁目1201番地
	法人種別	営利法人
	代表者名	東 賢司
	電話・FAX 番号	052-768-5600 ・ 052-768-5154
事業所	事業所名称	かざぐるま定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所
	所在地	名古屋市名東区猪高台二丁目1201番地
	電話・FAX 番号	052-768-5600 ・ 052-768-5154
	管理者名	東 賢司
	事業の目的	定期巡回随時対応型訪問介護看護
	事業所番号	2391500242
	対象者	被保険者(介護保険)・要介護認定者
	サービス実施地域	名古屋市名東区内、千種区新池町
	営業日	月曜日から日曜日(祝日を含む)
	営業時間	24時間
	サービス提供時間	24時間
	運営の方針	(定期巡回随時対応型訪問介護看護) 居宅要介護者(介護保険法第8条第2項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。)に対し、ご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供することを目的とします。 (1) 要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。 (2) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
	その他の業務	

2. 職員体制

	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	社会福祉士・旧ヘルパー2級	1名		*兼務
計画作成責任者	看護師	1名		*兼務
	介護福祉士	1名		
オペレーター	看護師	常勤換算 4.2名以上		*兼務
	准看護師			
	社会福祉士			
	介護福祉士			
訪問介護員等 (定期・随時)	介護福祉士	常勤換算 2.5名以上		*兼務
	旧ヘルパー2級 介護職員基礎研修 初任者研修修了者等			
看護員等	(一体型) 看護師	常勤換算 2.5名以上		*兼務
	准看護師			
	(連携型)	連携先訪問看護事業所の人員		

3. 提供するサービスと利用料金

① 定期巡回サービス

ご利用者様の尊厳を保ち、可能な限り在宅での生活を送ることが出来る様、居宅サービス計画に沿って、定期的にサービスを提供します。入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の援助を行います。

② 随時対応サービス

ご利用者様に対し、24時間対応可能な窓口を設置し、当該窓口にご利用者様からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は通報を受け、内容に応じて相談や訪問等の対応を致します。

*通報が複数重なる場合は、内容の緊急性で優先順位を決めて対応します。
予めご了承ください。

③ 随時訪問サービス

随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等がご利用者様の居宅を訪問して行います。

④ 訪問看護サービス

事業所又は連携先の看護師等が利用者様の居宅を訪問し行う、療養上の援助又は必要な診療の補助を行います。

⑤ 計画作成責任者

居宅介護支援事業者及び他の介護サービス事業者などへの連絡、調整を行います。定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の作成、必要に応じて、サービス内容の変更を柔軟に行います。

利用料金について

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該定期巡回・随時対応訪問介護看護が法定代理サービスであるときは、利用者様から本人様負担分の支払いを受けるものとする。

(1) 介護報酬公示額

① 基本料金 別表のとおり

② 加算料金等 別表のとおり

(2) 月途中からの利用開始や月途中での利用中止の場合、日割

(3) ケアコール機は事業所から貸与します。

(4) ケアコール機の故障・紛失・水没

ケアコール機の故障・紛失・水没等については、ご利用者様の故意又は過失に起因するものに関してはご利用者様の実費負担となります。それ以外の故障や電池交換については、事業者の負担となります。

4. お支払方法

サービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに支払うものとします。1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて日割り計算を行います。

5. サービスの中止

ご利用者様がサービス利用の中止をする際には、速やかにご連絡をください。

キャンセル料金などは頂きません。

連絡先の電話番号 (052) 768-5600

6. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員等

サービス提供にあたり、複数の訪問介護員等が交替してサービス提供を行います。

(2) 訪問介護員の交代

① ご利用者様からの交代の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

② 事業者から訪問介護員の交代

事業所の都合により、訪問介護員を交代することがあります。訪問介護を交代する場合は、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「3. 提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 定期巡回サービスの実施に関する指示命令は全て事業者が行います。

但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

定期巡回サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）

は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサー

ビスの実施が出来ない場合には、サービス内容の変更を行います。

(5) 訪問介護員等の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する定期巡回サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ご契約者のご家族等に対する定期巡回サービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族に対しての宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に対する迷惑行為

7. 苦情の受付

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

管理者：東 賢司

受付時間：9：00～18：00

電話番号：052（768）5600

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室
所在地：名古屋市東区東桜一丁目14番11号
DP スクエア東桜8階
電話番号：052-959-3087
受付時間：9：00～17：00
愛知県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室
所在地：名古屋市東区
電話番号：052（971）4165
受付時間：9：00～17：00

8. サービス利用にあたっての留意事項

- ①ご利用者様又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。

- ②緊急時の随時訪問を確実にを行うため、合鍵をお預りする場合があります。
合鍵はキーボックスにて保管します。
- ③従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

9. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべきは旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11. 利用者の尊厳

ご利用者様の人権・プライバシー保護のため、業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12. 身体拘束の禁止

原則として、ご利用者様の事由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。但し、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前にご利用者様及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際のご利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 虐待の防止に関する措置

当事業所は、ご利用者様の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等の必要な体制整備を行うと共に、その従業者に対し、研修や指導をする等の措置を講じるものとします。

14. 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中またはサービスの提供により、ご利用者様の容態に急変

が生じ又は事故が発生した場合その他必要な場合には、速やかに救急、主治医、協力医療機関、市町村、ご利用者様にかかる居宅介護支援事業所、ご家族等へ連絡して、必要な措置を講じるものとします。

お客様の主治医	主治医名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	

15. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。

但し、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

16. 合鍵の管理法等

- ①随時対応の緊急訪問が適切に行えるように合鍵をお預かりする場合があります。預かった鍵は、事業所のキーボックスに保管します。
- ②合鍵の紛失、盗難等の事故が起きた場合は、速やかに対処し、ご通知します。
- ③サービス終了時や返却のご要望があった場合は速やかに返却致します。
- ④スペアキー作成の必要がある場合や利用者様の居宅でキーボックスを使用する場合の作成費用はご利用者様負担となります。
- ⑤合鍵の預りの同意を、鍵預書にて行います。

「定期巡回随時対応型訪問介護看護」サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

サービス提供事業所

所在地 名古屋市名東区猪高台二丁目 1201 番地

名 称 かざぐるま定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所

説明者 _____

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、「定期巡回随時対応型訪問介護看護」サービスの提供開始に同意し、本説明書を受領しました。

令和 年 月 日

〈 利用者 〉

住 所 _____

氏 名 _____

〈 代理人 〉（利用者との続柄： ）

住 所 _____

氏 名 _____

重要事項説明書 別表（料金表）

令和8年3月1日 現在

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（1月につき）

	定期巡回随時対応型訪問介護看護費	
	介護・看護利用（一体型）	介護のみ利用（連携型）
要介護1	5,446 単位	7,946 単位
要介護2	9,720 単位	12,413 単位
要介護3	16,140 単位	18,948 単位
要介護4	20,417 単位	23,358 単位
要介護5	24,692 単位	28,298 単位

※看護サービスを准看護師が行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定する。

② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（日割り）1月/30.4日

	定期巡回随時対応型訪問介護看護費	
	介護・看護利用（一体型）	介護・看護利用（連携型）
要介護1	261 単位	179 単位
要介護2	408 単位	320 単位
要介護3	623 単位	531 単位
要介護4	768 単位	672 単位
要介護5	931 単位	812 単位

※看護サービスを准看護師が行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定する。

③ 加算について

加算項目	要件	単位数
初期加算	利用開始日以降 30 日間に限り加算	30 単位/30 日間
緊急時訪問看護加算 （一体型のみ）	緊急時の訪問看護サービスを提供する事業所に加算	325 単位/月
特別管理加算 （一体型のみ）	訪問看護サービスにつき、特別な管理を必要とする者について加算	（Ⅰ）500 単位/月 （Ⅱ）250 単位/月
ターミナルケア加算 （一体型のみ）	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回	2,500 単位/月

	(医療保険時利用時は1回) 以上ターミナルケアを実施した場合	
退院時共同指導加算 (一体型のみ)	退院後に円滑に訪問看護サービスが提供されるよう、退院時に看護師等が在宅での療養上必要な指導を行った場合に加算	600 単位/月
総合マネジメント体制強化加算 I	※1	1,200 単位/月
サービス提供強化加算 I 1	介護福祉士の割合が40%以上など	(一) (1)750 単位/月
介護職員処遇改善加算 I 0	介護士賃金改善に取り組む事業所に加算	(1) 単位数に 27.8%乗じた単位

※1 総合マネジメント体制強化加算について、

①利用者の心身の状況等に応じて、随時、関係者が共同して個別サービス計画の見直しを行うことでの加算

②病院又は診療所に対し、日常的に情報提供を行っている。などの加算要件を満たしていること。

初期加算は30日間、灰色の網かけはすべての方に該当する加算です。

その他の加算は、該當時に算定致します。

④ 減算について

<通所利用減算>

利用者様が通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護を利用時に減算

要介護1	△62 単位/回	要介護2	△111 単位/回
要介護3	△184 単位/回	要介護4	△233 単位/回
要介護5	△281 単位/回		

短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）を利用された場合は、利用日数（退所日をのぞく）分減算を行い、定期巡回利用日数を日割りにて算定致します。

要介護日割り単位×（月の日数－短期入所系サービス利用日数）
 例）要介護3（訪問看護あり）・・5日利用の場合（月30日）
 623単位×（30日－5日）で算定

<定期巡回同一建物減算>

定期巡回事業所と同一敷地内の建物の利用者にサービスを行う場合

- 1 (50名未満)・・・△600単位/月
- 2 (50名以上)・・・△900単位/月
- 3 (50名未満 日割り)・・・△ 30単位/日
- 4 (50名未満 日割り)・・・△ 20単位/日

⑤ 自己負担額の目安

① + ②×11.05円(名古屋市)

(総合マネジメント体制強化加算・サービス提供体制加算・処遇改善加算を含めて計算) その他の加算・減算は含んでおりません。

<自己負担割合 1割>	訪問介護・看護利用	訪問介護のみ利用
要介護1	13,396円/月	10,175円/月
要介護2	19,760円/月	16,055円/月
要介護3	28,750円/月	24,887円/月
要介護4	34,871円/月	30,771円/月
要介護5	41,613円/月	36,653円/月
<自己負担割合 2割>	訪問介護・看護利用	訪問介護のみ利用
要介護1	26,791円/月	20,350円/月
要介護2	39,520円/月	32,110円/月
要介護3	57,500円/月	49,774円/月
要介護4	69,634円/月	61,542円/月
要介護5	83,226円/月	73,305円/月
<自己負担割合 3割>	訪問介護・看護利用	訪問介護のみ利用
要介護1	40,187円/月	30,525円/月
要介護2	59,279円/月	48,165円/月
要介護3	86,250円/月	74,661円/月
要介護4	104,451円/月	92,313円/月
要介護5	124,839円/月	109,957円/月